

平成25年第4回葛城市議会定例会会議録（第3日目）

1. 開会及び散会 平成25年12月12日 午前10時00分 開会  
午後 0時01分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番 吉 武 昭 博	2番 内 野 悦 子
3番 川 村 優 子	4番 西 川 朗
5番 増 田 順 弘	6番 岡 本 吉 司
7番 朝 岡 佐一郎	8番 西 井 覚
9番 藤井本 浩	10番 吉 村 優 子
11番 阿 古 和 彦	12番 赤 井 佐太郎
13番 下 村 正 樹	14番 西 川 弥三郎
15番 白 石 栄 一	

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	杉 岡 富美雄
教 育 長	大 西 正 親	総 務 部 長	山 本 眞 義
総 務 部 理 事	菊 江 博 友	企 画 部 長	吉 村 孝 博
市民生活部長	生 野 吉 秀	都 市 整 備 部 長	矢 間 孝 司
都 市 整 備 部 理 事	中 裕 晃	産 業 観 光 部 長	河 合 良 則
保 健 福 祉 部 長	山 岡 加代子	教 育 部 長	田 中 茂 博
上 下 水 道 部 長	吉 川 正 隆	消 防 長	岩 井 利 光
会 計 管 理 者	邨 田 康 司		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	寺 田 馨	書 記	西 川 雅 大
書 記	山 岡 晋		

6. 会議録署名議員 4番 西 川 朗 10番 吉 村 優 子

7. 議事日程

日程第1 一般質問

開 会 午前10時00分

**西川議長** おはようございます。ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより平成25年第4回葛城市議会定例会第3日目の会議を行います。

本日も、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

初めに、9番、藤井本浩君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

9番、藤井本浩君。

**藤井本議員** 皆さん、おはようございます。私の一般質問は3点でございます。

まず1点目は、地域公共交通協議会の設置についてということについて質問をさせていただきます。葛城市にも公共交通、コミュニティバス、路線バス、また近鉄、JRとあるわけでございますけれども、それらが一堂に会して会議をするというのが今各地でなされているわけでございます。葛城市、それが必要であるのかないのかということ、問いただしていきます。

2番目は、小中学校の教室環境の改善、整備についてということについて、質問を進めます。これは、2点について行います。1点目は、今年の記録的な暑さ、猛暑、酷暑と言われる暑さに対しまして、教室環境、いわゆるエアコン、クーラーの設置を求めてまいります。2つ目は、教室環境ですけれども、災害やいろいろな事故に対してのガラス、窓ガラスが割れてけがをするということが全国的にもニュースでお知らせがあります。それについての対策についてでございます。

3つ目は、今年8月8日、皆さん方も記憶に新しいだろうと思いますが、奈良県で震度7という緊急地震速報が流されました。誤報だったわけですが、誤報でよかったと、これで済ますわけにはいかないという観点から、もしこの誤報の緊急地震速報が本当であれば、葛城市はどうなったのか、これでよかったのかということについて質問をさせていただきます。

質問については質問席で行いますので、よろしく願いいたします。

**西川議長** 藤井本君。

**藤井本議員** それでは、1問目から質問をさせていただきたいと思います。

今申し上げましたように、地域公共交通協議会の設置について。これ自身、今、葛城市には存在しないわけであります。まずもって、ここに、私の手元に国交省がこの地域公共交通会議に関する考え方というのを平成18年9月に示されたものがございます。地域での公共交通会議の設置及び運営に関するガイドラインを作成した。各地方公共団体その他の関係者と連携を図りつつ、地域の公共交通会議の場を活用して、地域の需要に対応するように、図られるようにということが、考え方として示されております。こういった中で、今、私の手元にそういう資料しかないわけでございますが、そもそもこの地域公共交通協議会とは何なのかということについて、市の方に説明を求めたいと思います。

**西川議長** 企画部長。

**吉村企画部長** おはようございます。企画部長の吉村でございます。よろしくお願い申し上げます。

ただいまの地域公共交通協議会についてでございます。この地域公共交通協議会につきましては、道路運送法施行規則第9条の2並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条の規定により設置することができる、いわゆる法定協議会でございます。

この協議会では、公共交通空白地帯の解消や、公共施設へのアクセスの向上、既存の路線バスのあり方などについて、地域住民や有識者の方々から幅広くご意見をいただき、地域の公共交通のあり方を総合的に判断した公共交通総合連携計画を立てていくことになり、コミュニティバスに関しましては、その計画に沿った運行となるわけでございます。また、この協議会は、地域の状況の変化に応じ、公共交通について随時検討する場ともなります。なお、この計画の作成に当たりましては、市町村と公共交通事業者、道路管理者、公安委員会、奈良県、また地域の公共交通の利用者、学識経験者などの方々に協議会の委員として各方面からご意見をいただき、作成していくこととなるわけでございます。

以上でございます。

**西川議長** 藤井本君。

**藤井本議員** 今説明を受けました公共交通協議会、奈良県でも多くの市町村で、これを設置して会議を進められているところが多いと思います。私もインターネットで調べてみたんですけども、すぐ出てきたのは、御所市が出てきました。御所市では、御所市から副市長、奈良交通、JR、近鉄、タクシー協会や高田警察署、高田土木事務所の所長と、こういった方々、またもちろん住民の代表の方含めて約16名。生駒の方でもすぐ出てきましたけれども、生駒でも市役所から生駒の市長、また奈良交通、近鉄、生駒警察署長、同じように土木事務所の所長らが会員となって、会議を進められています。

すぐ出てきたのがこの御所市と生駒市が出てきたんですけども、奈良県の中でこの公共交通協議会、市民と公共交通の関係者とが一堂に会して話し合う場を持っている奈良県の状況というものが、今どのようになっているのか、多く持っているというふうに私は認識をしていますけれども、その辺の実際のところをお教え願いたいと思います。

**西川議長** 企画部長。

**吉村企画部長** ただいまご質問の県内の地域公共交通協議会の設置状況でございます。地域公共交通協議会は、奈良県の中におきましては、現在市町村単独での設置または複数市町村による共同設置あわせて28の法定協議会と奈良県として1つの合計29の法定協議会が設置されております。

県内でコミュニティバスなどを運行する34市町村のうち29市町村で設置され、コミュニティバスを運行していない市町村を含めると、あわせて30市町村で設置されているところがございます。

以上でございます。

**西川議長** 藤井本君。

**藤井本議員** 今お聞きしておりますと、奈良県内ほとんどの市町村でこういう会議を持つ場、市民の声を聞く場、市民と公共交通機関の方と話しをする場というのが既にでき上がっているよう

に、今ご説明をいただきました。

奈良県下は今、市が12、町が15、村が12のはずで39市町村があります。この中で、今の説明でいくと30の市町村では既に地域の公共交通協議会、御所市だったら御所市公共交通協議会というのが設置されている、こういう説明であったであろうかというふうに思います。

葛城市を見てみますと、先ほど、前でも申し上げましたけども、JRもあり、近鉄の駅、6つあり、またバスでいうと忍海バスセンターもある。高速道路、南阪奈道路のインターチェンジも約10年前にできた。もちろんコミュニティバスというものも走っている。こういう中で、関係者の声、市民の声を聞く必要というのは、非常に高い地域にあるのではないかなと。皆さんは今のお話しを聞いててどのように思われるかわかりませんが、私はそのように考えを持つものでございます。

そういった意味から、公共交通会議、何遍も言いますが、市民とそういった方々が一堂に会して意見を出し合う、この協議会を設置すべきというふうに申し上げたいですが、市の考え方を答えたいと思います。

**西川議長** 企画部長。

**吉村企画部長** 地域公共交通協議会の設置に対する所見でございますけれども、この法定協議会の1つでもある奈良県地域交通改善協議会におきましては、近年の奈良交通路線バスの利用者の減少に伴う減便や廃止を県内各市町村の共通の課題として捉え、市町村と県、路線バス事業者が同じ協議の場に入り、路線の維持や再編、路線バスを補完するあるいは路線バスにかかわる各市町村のコミュニティバスの市町村の区域をまたがる連携運行などについて、協議が進められているところでございます。

本市の公共バスにおきましても、奈良県地域交通改善協議会の動向を見ながら、同時にこれまでの市民皆様からちょうだいいたしました要望や今後のニーズを判断いたしながら、現在ゆうあいバスとの一元管理の可能性を含め、抜本的な改正を視野に入れ、継続的に協議を進めているところでございますが、今後もこの奈良県の協議会の動向を踏まえまして、必要に応じ本市の協議会の設立につきましても検討すべきであると考えているところでございます。

以上でございます。

**西川議長** 藤井本君。

**藤井本議員** 今、市の所見という形で市の考えをお聞きいたしました。

きのうの一般質問の中で、お隣におられる内野議員も、選挙の中で公共バスに関するご意見を非常に多くいただいたんだというご質問をされておりました。毎回毎回とは言いませんけども、定例会の中でこの公共バス、また交通の手段について一般質問というのはよく出てくるとお思います。それだけ、市民の声が我々議員のところへ届くという。市民の立場になると、近鉄にものを言ったり奈良交通にものを言ったりしゃべったり、意見を言ったり、JRに言う、その場がないわけです、葛城市に。いつまでたっても公共バス、葛城号を例に出すとしたらば、奈良交通との関連に鑑みてとかいう答弁をしなくてはならない。私は、本当にダイレクトにそういう場、何も変わったことではない、奈良県でいうともう12市のうち全てがあ

るわけです。市でいうと、ないのは葛城市だけなんです。そういう葛城市で、ぜひとも早くつくっていただきたいなというふうに思います。

そんなことをつくれば、今問題となっている各近鉄の、またJRの駅の無人化とか、そんな話も出てくるであろうと思います。市民の意見の言う場、はけ口にもなるだろうと思う。そういった意見というのを取りまとめていただきたいというふうに思います。

先ほどから御所市、御所市がうまく載せていますので例に出させていただきますと、この御所市地域公共交通会議、この中で一番新しい、何の話しをされているのかなというふうに見てみますと、御所市では今、京奈和道ができたからでしょうか、イオンモールまで御所の市役所から行くことを検討されているというふうに載ってます。今までの概念からいきますと、葛城市も通って高田バイパスでイオンモールということですがけれども、お話しをしてみますと、もう葛城市は通らない。御所市からダイレクトに樫原の方に行かれる。こういうことも御所市ではやられています。新聞等でも御所の方のことがよく載ってますけれども、10月5日から12月8日、土曜日、日曜日だけでも、500円で乗り放題というような臨時バス、奈良交通と話し合いの末、こういうことも葛城の道ということで取り組んでおられる。

この会議を持つことで、葛城市の意見というものももっとも出てくるだろうと思います。先ほど部長からのお話しがあったように、バスの利用者が減っているから会議をつくる、これも1つだろうと思います。しかし、市内の公共交通の発展のために、私は葛城市、ぜひともつくっていただきたい、このように思っております。

市の所見ということで、部長がお答えになりましたけれども、今後、県の動向を見ながら葛城市でつくるかつくらないかを検討していきたい、すべきであろうと、こういうふうにお答えをされました。検討していただけるねんなどということで、私はそれで一歩でも進めていただければいいですけども、聞いていると、スポーツでいうと何やら攻めではなくて、県の動向を見ながら守りに入っているというふうな受けとめ方をしたわけですけども、ぜひ葛城市の皆さんのご意見を聞く場という意味合いからつくっていただきたいと思います。

市の所見、市長、特に変わりのない同じ意見であったら、次にいきたいと思いますがよろしいですか。

(「はい」の声あり)

**藤井本議員** ぜひともこれは必要であるという認識のもとで検討、前向いてやっていただきたいというをお願いをしておきます。

次に、私の2番目の質問に入らせていただきます。

小・中学校の教室環境の改善についてであります。その中で、2つを申し上げますけれども、いわゆる熱中症、また暑さ対策のためのエアコンの導入についてということについて、一番最初に申し上げます。

今年も猛暑、酷暑と言われ、記録的な暑さになったのは皆さん方も記憶に新しいところであろうと思います。きょうは雪が降って寒くなっておりますけれども、この件について私は、平成23年度からこの議会の中でもしつこいと言われるほど再三にわたり申し上げてきたのも職員の方々も記憶されていることであろうと思います。これは、葛城市が夏休みの最終週か

ら2学期をするんだと、繰り上げて子どもたちに勉強するんだということに端を発して、それであるならば、クーラーが必要ですよと、こないなことを申し上げてきたことも記憶に新しい。平成24年3月の定例会では、それを理由に一般会計の予算にも私は反対をさせてもらった。それだけ意気込みを持って申し上げてきたことについても、私も記憶しております。議事録を読んでみますと、この件につきましては、今後も私は言い続けていきますよということも申し上げていますので、そういう経過に基づいてこの話しを進めたいというふうに思っております。

まず最初に、全国的な流れであります。関東、東京方面ではクーラーが必要なんだと、学校で子どもたちが勉強するにおいては、教室は今クーラーなしではできないです、こういう空気というんですか、関東ではなっています。東京都に問い合わせますと、平成24年度で公立の小・中学校の普通教室にエアコン、クーラーの設置がもう100%近く終了したということ、説明を受けています。東京都もいろいろ島とかちょっと離れたところがあるようで、100%近くという言葉でございましたけれども。関西がそれに対しておけているというのが、全国的な流れとして示されているわけですけれども、こういった中で、東京都の100%近いこの中で、関西の流れというものについて、市当局で、奈良県、近畿を含んでどのように把握されているか、理解されているか、説明をお願いしたいと思います。

**西川議長** 教育部長。

**田中教育部長** 教育部長の田中でございます。よろしくお願い申し上げます。

ただいまの藤井本議員のご質問でございます。関西圏の公立学校におけるエアコンの設置状況につきましては、現時点で統計資料の類がございません。私どもが聞き及んでおります範囲で申しますと、小・中学校につきましては京都市や大阪府の寝屋川市、枚方市等は比較的早い時期にエアコンが設置されております。大阪市の中学校は、平成24年、25年度の2カ年をかけて、また西宮市も平成25年、26年度の2カ年で整備することになっております。

県内では、本年度五條市内におきまして、市町村合併以前から村立中学校にエアコンが設置されていたという経緯を踏まえまして、残り4校の中学校にも学校環境の均一化を図るため、市内中学校4校にエアコンを整備しているようでございます。

以上でございます。

**西川議長** 藤井本君。

**藤井本議員** 今、説明がございました。関西圏での把握をされていない。しかし、中に出てきましたけれども、大阪市、橋下市長が言われているここ2年間でクーラーを設置して子どもたちに、あそこも夏休みに授業に進めるんですよね、それを完了させてから8月の授業に踏み切るんだと。私が求めていたのはそういうことを求めていましたけど、この件についてはちょっと筋が違いますので、もうその話はしません。

奈良県で一番最初にやってほしいなという気持ちを込めて2年前から申し上げてきたつもりですけれども、既に五條市で中学校では導入されたと、こういうことであります。

次に、教室の環境、先ほど申し上げた、今年なんていうのは夏は記録的な暑さであったというのは誰も思ってるんですけど、教室の環境ということについて、温度とか湿度とか、

夏場の、これについて調査もされているだろうと思います。どの程度まで把握されているのか、答弁を求めます。

**西川議長** 教育部長。

**田中教育部長** ただいまのご質問でございます。教室の環境は学校、教職員がとりわけ注意を払っているところでございますが、気温につきましては2月期開始直後の1週間、本年度は8月26日月曜日から同30日金曜日にかけて、各校とも校内3から4カ所の温度の測定をいたしております。各校、各測定場所の気温につきましては、最低値と最高値を調べ、市内7校分全体を俯瞰いたしますと、8月26日月曜日は摂氏24℃から30℃、27日火曜日は摂氏25℃から33℃、28日水曜日は摂氏28℃から33℃、29日木曜日は摂氏27℃から34℃、30日金曜日は摂氏29℃から36℃となっております。

また湿度の方は測定をしておりません。

以上でございます。

**西川議長** 藤井本君。

**藤井本議員** 今、夏場の教室の環境はどのように把握されていますかという中で、今の答弁だと夏休み繰り上げて行った、昔からの夏休みの8月中の気温についてご説明いただきました。もう少し、9月になればこのようになるというふうなこともご説明いただきたかったですけど、それは結構でございます。

また、私は湿度についてもということも言いましたけども、湿度は調べてないということでもあります。

熱中症の原因として、やはり温度と湿度ということについては関係の深いものだと、これは気象庁からも言われているところでもあります。奈良県はご存じのように盆地であります。全国でいうと、都道府県順でいうと、その年によって違いますけれども、湿度の高い順からいうと3位とか5位とかいう高いところで、湿度が高いというのが奈良県の気象の特徴であると、このように言われておりますので、もう少し調べていただきたいなというふうに思います。

そこで今、話にありました、8月の終わりごろ、34℃、30日には36℃。36℃というのは、体温に近い、体温ぐらまでいってるわけです、教室の中の温度が。これを聞けばそこで終わるわけにいきませんので、本当にこの温度の中で授業というものができているのかどうか。いや、こんな工夫をしてるんだということもあるかと思えます。そのところを、できれば教育現場にもおられた教育長にお尋ねをしたいと思えます。

**西川議長** 教育長。

**大西教育長** 現状についてどのような工夫ということで、お話しをさせていただきます。

ご存じのように、現在小学校には2年前から扇風機を2台ずつ入れさせていただきました。暑い日には当然窓を開放してますし、扇風機を稼働させながら、時には教室におりましたら直射日光が入りますので、それを避けるために、陰になる部分に机を動かして工夫をしていると、こういうようなことでございます。

長期休養をはさんでの1学期の終了間際、さらには2学期早々、1年間の中でも高温の季

節でございます。今答弁ありましたように、今年も最終日には昼近くには36℃ぐらいになる、こういうのが現状でございます。正直言いますと、このようなときにこのような状況下で集中力を長時間持続させるということは、なかなかこれは難しいかなということは認識しております。したがって、夏休み前の1学期後半になりますと、1学期の振り返り、生活、学習、プリント等の見直し、こういうものの授業をしたり、当然、夏休みに入る前の準備計画、こういうようなものでの学習、さらには2学期に入りましては、しばらくは2学期の学習計画、生活設計等々、子どもと一緒に話し合う。また、文化祭の準備計画、運動会、体育大会の準備計画等々、こういうようなものもこの時期に計画をされているというようなところでございます。

どちらかといいますと、熟考を要するような座学というよりも、子どもたちに活動させる、話し合いや作業といった、こういうようなものを時間に取り入れる、こういうような工夫をしながら、厳しい環境でございますけれども、学習が充実、成立するように工夫しているというのが学校現場でございます。

以上でございます。

**西川議長** 藤井本君。

**藤井本議員** 今、教育長から扇風機を回して窓を開けて、直射日光を避けて授業をやってるんだと。工夫として、活動的な文化祭の準備、体育祭等活動に向けてるんだと。しかし、集中力が長時間には難しい、正直言ってというようなお話をいただきました。

こういう答弁になるだろうということは予測はできましたけど、本当に36℃の中で、私は勉強という立場になるとできるのかということについて、大きな疑問を持っています。それが今、全国的な流れの中で、先ほど大阪市の橋下市長のお話もしましたが、クーラー設置というところに結びついてきてんねんやろなというふうに思います。

教える側の先生にとりまして、私は大変だと思います。本当に勉強、子どもたちに覚えなさいよというよりも、健康の方に先に頭がいくのは、私は人間であれば普通じゃないかなと。熱中症になったらあかんよ、体大事にせなあかんよがあって、2番手に授業をしてる。今、補足的に教育長がおっしゃったように、活動の方に向けてる。それはしょうがないかなと、このようにも思います。

教育長は長時間の集中が難しいという認識を示されましたので、それはそれで評価をしておきたいと、このように思います。

その評価をもとに、今後対策を立てていくという方向性を導き出していきたい、このように私は考えます。

そんな中で、子どもたちの体調ということにふれたいと思います。先ほどの気温、湿度は調べてないとおっしゃったけども、気温のことがありました。こういった中で、この暑さの中で、子どもたちの体調はどのようなものか、どのように把握されているか、壊されている人はないのか、もっと極端に言えば、熱中症で倒れた子どもたちはいないのかということろまで進んで、お聞きをしておきたいと思います。

**西川議長** 教育部長。

**田中教育部長** ただいまのご質問でございます。子どもたちの体調でございますが、これにつきましても8月26日月曜日から30日金曜日に、保健室で休養もしくは早退をさせたりした児童を調べてみますと、暑さのためとされる子どもたちは、特に暑さが厳しかった8月30日に小・中学校7校で数人報告をされております。

以上でございます。

**西川議長** 藤井本君。

**藤井本議員** 的確にご答弁をいただきまして、ありがとうございます。子どもたちだって本当に、数人とおっしゃってましたけども、厳しいというふうに私も思います。どこの中学校か忘れましたが、本当に汗を流せと書いてある。汗を流せというのは、努力の汗を流せという意味で、この汗というのは本当に体に悪い、体調に響く、子どもの成長期にいい影響を与えないというのが私の認識であり、今そういう流れになっているのではないかというふうに思います。

次に、奈良県の状況、奈良県の状況といいますが、先ほど小・中学校の話がありましたから、高校の状況、高校生の状況、これについてはどうなっているか、参考のためにお聞きしておきたいと思います。

**西川議長** 教育部長。

**田中教育部長** ただいまの県下の高等学校の状況はどうかというご質問でございます。県下高等学校の状況でございますが、奈良県教育委員会の事務局におきましても正式の調査を行い、エアコン設置状況の把握をしているわけではございません。ただ、同事務局が概括的に把握しているところでは、約半数弱の県立高等学校の普通教室に、また約8割強の高等学校の特別教室にエアコンが設置されているとのことでございます。ただ、設置は、育友会の事業として実施され、電気代は在籍生徒の負担としているようでございます。

以上でございます。

**西川議長** 藤井本君。

**藤井本議員** ありがとうございます。

今、高校の状況をお聞きしました。

私は五條高校を卒業してんですけども、今年の秋に母校の五條高校に行ってみりました。五條高校も今説明、答弁がありましたように、保護者会というんですか、卒業生会というか、そういう中でエアコンが今年導入されたんだと。9月になって本当に助かったと。ある高校では、熱中症で9月になってから高校生が搬送されているという例もあったし、その日はクーラーなしでは本当に授業ができませんでしたというようなことを、五條高校でもおっしゃっていました。

高校ではもう半分近くがついているわけです。高校ではついているのに、小・中学校、受験勉強する中学校、また子どもの成長を、一生懸命学力の基礎を習得しなければならない小学校にないと、これは皆さん方の中で本当に不自然に思われませんか。自分の体の調整力、これはもう高校生ぐらいになったらしっかりしてます。しかし、小学校1、2年生だと、自分の体の温度調整さえまだ未熟な子もいるわけです。そんな中でないのに、高校

ではもう約半分がついている。こういうことも参考にして、今後の検討にしていきたいと、私は思います。

ちょっと紹介したい事例、私はそのときまだ議員ではないでしたが、今年の7月に和歌山県の新宮市に足を運んでまいりました。ここは平成23年度に市内5つの中学校があるんですけども、エアコンを導入したところです。この平成23年度、新宮市では何があったかという、紀伊半島大水害というのがございました。多くの方、14名の方が亡くなられた。その災害の処理に非常に大変だった年。このときに新宮市では、もちろんそれまでに計画はあったんでしょうけども、中学校にエアコンを導入をされています。たまたまこの市内中学校、ある1つの中学校に紹介をしていただき、校長先生とお話しをさせてもらう機会がございました。その学校では温度30℃、湿度70度以上というのを条件として、マニュアルとして、職員室で一括でボタンのスイッチを入れるんだと、各教室にはエアコンのスイッチはなく、全体として先生が一括管理をしていますと、このようにおっしゃってました。そこの校長先生や先生方は、今の暑さというものは一昔前の暑さ、いわゆる扇風機でしのげる暑さではないということを引きつぱりと申されたのも記憶にしております。何がよくなったかという質問もしましたが、それについては今後の、まだついたところなのでこれから調べていくとおっしゃってましたけども、安定した授業ができるようになったと。いろいろする子がその当時あったけども、教室の子どもたちがいららしなくて、不安定な状況が避けられるようになったというのが1点と、顕著に出ているのが給食室とおっしゃってました。きのうも食育、給食の話も出てまいりました。暑くて食べられない子が、給食の残飯が少なくなったということもおっしゃってました。これも1つの例としてご理解をいただければというふうに思います。

エアコンの話に続きまして、先ほど申し上げました教室環境の改善という中で、学校には窓ガラス、窓がたくさんありますから窓ガラスがたくさんあるわけです。ここに私は、安全の面から最終的には飛散防止のフィルムを張ればということをお場で申し上げたいつもりですけども、こういったガラスの事故と、子どもたちが故意に割る場合もあるやろし、ふざけて過失で割る場合もあるやろし、第三者の方が割る場合もある。また、台風や地震のように自然災害等で割れることもやるやろと。そういった状況、またそれによって子どもたちが、ガラスというのは一旦割れますと1つの刃物のようなものになりますから、そういう状況があったのかなかったのか、どういう状況であるのか、葛城市内だけで結構ですので現状をお教えいただきたいといます。

**西川議長** 教育部長。

**田中教育部長** ただいまのご質問でございます。故意によりますガラス破損が、昨年の夏、部外者の手によりなされたことがございました。それ以外のガラス破損はいずれも不注意によるものでございますが、毎年数件の事故が市内の学校から報告をされております。その中で、一昨日新庄小学校におきまして、本人の不注意からけがをし、病院で処置をされたという事故もございました。

今後も学校現場による事故防止のために、先生方とともに生活指導を中心とした安全な学

校運営を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**西川議長** 藤井本君。

**藤井本議員** 私も情報を得ましたけども、おとついの日に新庄小学校の女の子がちょっとした不注意で割れた。私は見てませんからわかりませんが、そんなに簡単に割れるものなのか。それも、聞きますと2階であつたらしい。ガラスは1階まで落つてるわけです。これは下に誰もおらなかつたからそれでいいけども、もしいてたらということで、これも非常に危険が予測される、危険を想定することができることではなかろうかと、このように思っております。

冒頭に、先に申し上げましたけど、私はこういうことに関して、そういったこと、また先ほど申し上げている自然災害に対応しても、この飛散防止の、ガラスまで言いません、フィルムでいいから張るべきだと、このように思いますが、所見を求めたいと思います。

**西川議長** 教育部長。

**田中教育部長** ただいまの飛散防止フィルムの効果の所見ということでございます。飛散防止フィルムの効果といたしましては、学校生活の場面でのけがの防止や、地震時の衝撃や台風や竜巻でのガラスの破損、飛散、落下事故の防止に大きな効果を上げていることが知られており、非構造部材の耐震化の有効な手段とされております。国では、校舎等の非構造部材の耐震化を進めておりまして、葛城市におきましても耐震工事と大規模改造工事の際に、天井や外装、照明器具、家具等の非構造部材の耐震化を図ってまいりました。

ご質問の飛散防止フィルムでございますが、窓ガラスの飛散防止も含め、対策が文部科学省の平成24年3月の学校施設の非構造部材の耐震対策事例集に示されておりますので、葛城市におきましても、学校の大規模改修が終了後に、非構造部材の耐震化の調査を再度実施をいたしまして、学校防災機能の強化と教育環境の向上に向けた有効な対策を講じられるよう、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**西川議長** 藤井本君。

**藤井本議員** 私はこの一般質問の通告したのは12月2日であります。この間、きょうで約10日たちましたけど、この10日間の間にも1件の事故があつた。もう少し早く質問して、おとついですか、右手3針か4針縫われたそうですけども、そういうことのないように注意喚起、もっと早くして、できればなど、その反省のことを自分自身にも言い聞かせているところであります。

今2点について、申し上げてまいりました。この2点、エアコンと空調設備工事、また窓ガラスの防災、これについては、国の文部科学省の平成23年度から行われております学校施設環境改善交付金ということの中にも載っている部分でございます。この説明をしますと時間がございませんので、そういった中でこれは3分の1交付ということになっておりましたけども、ぜひご検討をいただきたいと、このように思います。

市長に、最後にこの件について市長にお伺いしてまいりたいというふうに思います。

何も言わなくても藤井本はクーラーのことを言うやろということ、もう察知もされただろ

うというふうに思っておりますけども、再三言っております。ある方にはちょっとしつこいよとまで言われましたけども、きのう市長がおっしゃったように、やはり意気込みを持って、私もこれについては今後も申し上げていきたいし、できるところまで頑張るつもりでございますけども、今年本当に暑かった。これは誰もが感じているところであろうと思います。そして、近畿地方でもいろいろな市でエアコン設置をするところが出てきている。葛城市のために、また葛城市教育のためにエアコン設置というものが必要である。私は何よりも優先的にこれをする必要があるというふうに思っておりますけども、市長の所見をお願いいたします。

**西川議長** 市長。

**山下市長** 藤井本議員の質問にお答えをさせていただきます。

飛散防止フィルム、これは早速調べて、どのような手立てが講じられるのか教育委員会と相談をして、全部に張るにはどれぐらいの費用がかかってということで、対策を講じていけるように努力をしてまいりたいというふうに思っております。

葛城市、平成25年度で全ての小学校、中学校の耐震化を終えさせていただきました。100%になったわけでございます。それと同時に大規模改造という事業に着手してまいりました。先ほども部長が申しあげましたように、各教室や校舎内での地震が起こったときの飛散防止等も含めて、また15年、20年たった校舎の内装をかえたりとか、トイレを全部やりかえたりとか、教室をきれいにしていく、廊下をきれいにしていくという工事に取り組んでおります。他の市町村では、いろいろと予算の関係があって耐震化だけに取り組んでおられるところがほとんどですけれども、うちは子どもたちの環境に配慮して、大規模改造というのをやっています。来年度の予算でも、大規模改造、新庄中学校校舎等屋内体育館、それと當麻小学校の校舎の大規模改造、耐震化は終わってますから大規模改造というのに取り組む。これはもう設計も終わって、次に来年度工事をするということがもう決まっています。あるいは平成27年度以降まだ残っている大規模改造、まだ概算でしたけれども、10億円以上のお金がかかってくるという話を聞いてます。その中で、子どもたちの教育環境、こういう汗対策も含めてどのようなものができるのか、今エアコン、クーラーという話もされましたけれども、そういうことも含めて、どのような対策が講じることができるのかということをしつかりと検討して、また前向きにいろいろと考えてまいりたいというふうに思っております。

**西川議長** 藤井本君。

**藤井本議員** 今の市長の答弁というのは、これは後に残りますから。前に先ほど私は平成24年3月にも同じような形で一般質問をさせてもらった。このときの市長の答弁と比べると、一歩も二歩も進んだかなと、このように思っています。市長の考え方も進んだでしょう。しかし、世間一般が進んできてるし、気象状況、異常気象というものがもう普通に常態化するようになってきている。こういった認識が市民1人1人の頭の中を変えていっているのであろうというふうに思います。

私は、さっき新宮市に行ってきたと、このように言いました。新宮市の中で災害があった

年にそういうことをやられているということ、皆さんにここで話しをしました。

これは、調べたわけではないわけですが、五條市も合併して1つの中学校についてあったから皆つけましてと、こういう答弁をされましたけども、これは私の本当に勝手な推測かも知れませんが、災害があると人の生命とか健康とか、体について気持ちというのがそちらに向きます。そんな中で、避難所建てやないかん、いろいろな復旧作業もせなあかん、お金もかかります。何の根拠もないですけども、私が今申し上げた新宮市と五條市が、その災害があつてからエアコンというものを設置された。子どもたちの環境というものを、学習環境というものを勉強のしやすいようにという部分と、また体の面ということから、今、市長が今まで以上に前向きにということ、また、汗対策としてエアコンを含めて検討していくということ、ぜひともこの次にやるというのではなくて、今、私が例に出したところは、そんな災害があつたってやったところがあるんですよという、こういうご理解をしていただきたいんですよ。そんな中でも優先順位をつけてやられている。何とかあてがえないねんやろか。初めからその次やねん、後やねんというのではなくて、そういったことを検討していたければ、共通の認識でことが運べるものも多くなってくのではないかなというふうに思います。

この件について喜んでおりますので、ぜひお願いをいたします。

続きまして、3番目の質問に入らせていただきます。

今12月になりましたけれども、4カ月前、あまり言いたくないですけど、暑い8月8日です。この日に、皆さん方の記憶に新しいでしょうけど、携帯電話、テレビ、またラジオ等にありました奈良県下で震度7という、誤報ではありましたが、緊急地震速報というものが流れました。

このことについて、そのとき、それがもし本当であったならば、発生していたならば、葛城市はどうであったかということ、最終的に聞かせていただくわけですが、まず最初に、私はこのとき、私はこれが鳴ったときというのは奈良県にいませんでした。メールが入ってきたとき、初めて聞くそのメールの緊急音に対して、非常にびっくりもしたけども何もできなかったという自分自身の反省も踏まえながら、後から見てみますと、この緊急地震速報が流れたときに、近鉄やJR、また新幹線もあるところでは一時停止したんだというニュースも流れました。これ自身、葛城市民、また我々も含めて、余り経験のないことだと思うんですけども、流れたとき、葛城市は市としてどういうことをしたのか、どういうふうにしたのか。市民も興味の高いところであろうかと思っておりますので、答弁を求めます。

**西川議長** 総務部理事。

**菊江総務部理事** 総務部理事で生活安全を担当してます菊江でございます。ただいまの藤井本議員の緊急地震速報が流れたとき、葛城市はどのように対応したかというご質問でございます。

葛城市の新庄庁舎には、J-A L E R Tと申しまして緊急地震などを受信する全国瞬時警報システムを設置しております。J-A L E R Tの情報といたしましては、弾道ミサイル情報、緊急地震速報など、対処に時間的に余裕のない事態に関する情報を、人工衛星の電波を用いて内閣官房、気象庁から消防庁を経由いたしまして送られてまいります。地震速報を受

信いたしました際は、災害対策本部長でございます市長に報告申し上げながら、初動対応をとらなければならないところでございましたが、今回の速報内容は県下に既に地震が発生した後であるという内容が読み取れましたので、気象庁奈良地方気象台へ連絡して確認をとり、報告することといたしました。エリアメールの地震速報の内容は、「緊急地震速報、奈良県で地震発生、強い揺れに備えてください（気象庁）」と表示されておりました。J－A L E R Tの地震速報の内容につきましては、警報第一報、8日、16時55分59秒ごろ奈良県マグニチュード7.8程度以上の地震発生、地域・震度・到達予測は、東は茨城県から西は熊本県までの範囲で、広域的な予測情報でございました。気象庁奈良地方気象台の説明によりますと、緊急地震速報の役割は、国民1人1人が地震から命を守るため、また身の安全を図るための速報となっているとのこととございまして、誤作動と思われるので本庁に問い合わせているが、今のところ原因は不明とのこととございました。

この間、非常に心配いたされた市民の皆様方から、数件の問い合わせがございました。私を含め課員は、電話の対応に追われておりました。

ご質問のように、この地震が実際に葛城市で発生していればと思いますと、私は担当として身が震える思いでございました。

以上でございます。

**西川議長** 藤井本君。

**藤井本議員** 今お話を聞いていますと、すぐに誤報だということを確認した、市民から不安の電話等があったけども、その対応に追われたけども、きちっと誤報ですという対応をしたということであったと思います。

今、理事がおっしゃいましたけども、これがもし本当であったらということをおは聞こうとしている。身の震える思い。これは誰もそうやったと思います。一瞬は「えっ」とみんな思ったと思います。このことを、その「えっ」と思ったそのことを、今後教訓にしなければならないと、このように感じているわけですけど、これがもし本当に起こっていたとしたら、これは皆さんも興味深いところであろうと思います。葛城市は今どないなっていた、どういう被害状況であったか。お亡くなりになった方もあるだろうし、それがあったのかないのか、そういうところを想定される被害状況ということで、答弁をいただきたいと思います。

**西川議長** 総務部理事。

**菊江総務部理事** 震度7の地震が実際に発生した場合の被害想定についてでございます。平成16年10月に発表されました第2次奈良県地震被害想定調査報告書によりますと、葛城市では内陸型地震である中央構造線断層帯が起因する地震が震度7と想定されております。本市の被害想定状況は、死者248人、0.6%、負傷者475人、1.4%、住宅全壊4,608棟、32%、住宅半壊3,157棟、21.9%、炎上出火44棟、0.3%、避難者1万1,011人、31.5%、断水1万382世帯、99.85%、停電1万394世帯、100%、都市ガス供給支障5,141世帯、100%となっております。

ただいま申し上げました内容は、10年前に出された被害想定でございます。この間、本市におきましては、人口で1,386人、世帯で3,202世帯が増加、更に老朽化した建物もございまして、耐震基準に適合する建物も建築され、改善されている部分もございまして、被害想定の数

字を受けとめ、市民の皆様にお知らせするとともに、分析できるものにつきましては分析を行っていかねばならないと思っております。

以上でございます。

**西川議長** 藤井本君。

**藤井本議員** ありがとうございます。詳しく説明をいただきました。

数字を言ってもらった後で、これは10年前に発表された、公表された報告書だと。それ以降、人口もふえている。家自身が10年たてば古くもなっている家もあるやろ、それだけでいうと、もっと災害がふえるわけですけども、反対に耐震基準、耐震工事をされたところもあるので、若干の違いはあるだろうけどもという説明がございました。しかし、誤報でよかったなというあの地震が本当に起こってたら、約250人の人が葛城市でお亡くなりになると、こんな事態が想定されてるんだと。住宅の全壊が葛城市の約3分の1です。避難せんあかん人もそれに応じて約3分の1。ライフラインと言われる水道、電気、ガス、これはもう100%アウトですよ、こういうことを今お教えいただいたわけでございます。

この状況、これが想定される状況、本当に起こってたら、今の議会も質問の内容なりいろいろ変わっていたと思います。葛城市も今やらなければならないことがほかにもいっぱい出てきたであろうかと思えます。教訓にしなければならないし、この今の数字、被害想定というものをもとにして、またこの緊急地震速報が流れた葛城市の、これを教訓にして今後の葛城市の課題というてええか、問題点、これについて担当部局でどのように考えておられるか。今後のこと、また今の対応について、考えをお示しいただきたいというふうに思います。

**西川議長** 総務部理事。

**菊江総務部理事** ただいまのご質問の問題点、課題などについてでございます。8月8日に緊急地震速報が流れました折に、市長からは緊急地震速報発令があったことに対し、職員が対応できるようのご指示がございまして、マニュアルを作成してインターネットの掲示板により全職員に周知いたしましたところでございます。

また、災害に対する情報の伝達や収集は、防災対策に欠かせないものでございます。本市では本年度事業でJ-ALERTに自動起動装置を附置いたしまして、エリアメールによる情報伝達を行えるように取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

**西川議長** 藤井本君。

**藤井本議員** 今、8月8日、誤報というものであった。この緊急地震速報が出てすぐに理事の方に市長から、これに対応する、今度こういうことがあれば対応できるようにということで、マニュアル的なものをつくれという指示があったと。それはお話の中で、私もいただきました。これについては本当に市長に対して評価を、私はさせていただく。ことがあればそれに対応していくというのが当然であって、職員の方にこれを配られたということについては、私は高く評価をいたします。

しかし、職員だけでなく、今申し上げたように本当に起こっておれば250の方がお亡くなりになって、葛城市民の3分の1の方が避難所に行かなあかん、3分の1が全壊しますよ、

ライフラインは100%だめだったんですよ、こういうことをまず市民の方にお示しを、私は、理事もおっしゃったけども、することが大事であろうかと思えます。そしてその中で、それを最大に少なくする、減災するには、有効な手段というのがこの緊急地震速報。あと何秒したら震度4以上の地震が来ますよという場合は、5秒後、10秒後、15秒後、遠くなれば遠くなるほど到達時間が長いから、あと15秒したら奈良県にも震度5の地震が来ますよという、こんな先のことを教えてくれるP波とS波です。これは今も皆さんのテレビ、ラジオ、また携帯電話に流れるようになっていて。しかし、そこまではできてるけども、また8月8日に我々はそれを経験したけども、さて今度、もし今ここでそれが流れたとしたら、どうしたらええのかという指針というものが無いわけです。せつかく、市長、職員にこういうことをしてもらった、私は周知徹底ということについては大きな評価だと言ってますけども、市民に対してもこの緊急地震速報、この意味、しっかりと周知を徹底してもらって、私らが市民に訴えようと思ったらお金もかかりますけど、市長はいろいろな場面でお話する機会が多い。ぜひとも市民の身体を守るためにもこういうことを、まずはあの地震が本当であったならばこんな被害でしたというところからスタートしていただき、この緊急地震速報の意味というのを職員に周知徹底したのと同じように示すということ、ぜひお願いしたいと思います。

かつ、そこからまた、いろいろな協議をしながら、避難者がそれだけ出た場合、また全壊の家がそれだけふえる、ライフラインがとまる、こんな場合にどうしようという防災の対策、食料やいろいろなものがありますけども、そういうものにつきましてはこれからの、まず災害の状況というものを把握して、今後のことに教訓として、このことを教訓として進んでいきたい、このように申し上げます。

今回の一般質問、3点申しあげました。時間がまいりましたので、終わらせていただきます。以上です。

**西川議長** これで、藤井本浩君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時01分

再 開 午前11時10分

**西川議長** 休憩前に引き続き、会議を行います。

最後に、15番、白石栄一君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

15番、白石栄一君。

**白石議員** 議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。私の質問は、第1に新道の駅建設事業について、第2は新市建設事業及び新市財政計画についての2件であります。質問の詳細は質問席にて一問一答方式で行わせていただきます。

**西川議長** 白石君。

**白石議員** まず、新道の駅建設事業について、お伺いをしてまいりたいと思えます。私が、新道の駅建設事業について一般質問を行いますのは、今回が7回目であります。この間の経緯を振り返りながら、改めて質問を行ってまいります。

新道の駅建設事業構想が議会で初めて提案、報告されたのは平成23年10月25日の都市産業

常任委員会でございました。提案された内容は、設置予定箇所が太田地区南阪奈道路南側山麓線交差点付近、概算事業費18億円、用地買収面積3万3,000平方メートル、買収費が4億9,950万円などでございました。さらに具体的な内容については、道の駅は農産物直販所、農産品加工センター、商工プラザ、農家レストラン等の施設別事業規模と事業内容を示した施設構想案や配置図、そして直売所、加工所の売り上げ規模を8億5,000万円と予想され、オープン時の経常利益が537万円とした道の駅経営分析表並びに経営運営組織図等が、詳細にわたって決定されたものが報告をされました。

ところが、その年の12月定例議会で初めて道の駅の問題について私が行った一般質問で、運営面や経営面等について質問をいたしました。当時の産業観光部長は、平成27年4月のオープンに向けて、経営という観点から一層深く考えるために、道の駅かつらぎ設立委員会を平成23年11月28日に設立をし、運営の方法、施設規模等道の駅全体にわたる部分を協議をしていくところです、さらにより慎重に考えていくところでありますと、このように答弁をされました。記憶に新しいところであります。

それからちょうど2年が経過をいたしました。設立委員会等の協議の到達点、今日までの会議の経緯について、まず答弁を求めるものであります。

**西川議長** 産業観光部長。

**河合産業観光部長** 産業観光部長の河合でございます。ただいまの白石議員のご質問にお答えいたしたいと思っております。

現在の道の駅の会議状況についてでございます。これまで、平成23年に設立されました（仮称）道の駅かつらぎ設立委員会におきまして協議をいただいております。運営会社の設立後の具体的な運営を検討いただくため、本年6月14日の設立委員会において（仮称）道の駅かつらぎ設立準備会を新たに設置することとなりまして、同日をもちまして設立委員会は解散ということになったところでございます。

設立準備会につきましては、平成25年7月2日の第1回目の会議が開催をされまして、準備会におきましては商工業部会と農業部会を設置をいたしまして、協議をされているところでございます。

これまでの主な協議内容につきましては、施設配置の検討、収益施設、非収益施設の内容、規模等についての検討、直売所の運営規定、生産出荷規定等の検討、出荷者募集要項の検討、加工所の販売品目等につきまして、鋭意検討されているところでございます。

今後につきましては、道の駅全体の収益施設、非収益施設等の内容、規模等が確定いたしました後、具体的な経営分析、また事業の収支計画等を作成をしていただくということになっておるところでございます。

以上でございます。

**西川議長** 白石君。

**白石議員** ただいま河合部長からご答弁をいただきました。新たに道の駅かつらぎ設立準備委員会が設立をされ、設立準備委員会のこれまでの協議内容として、施設の設置、収益施設、非収益施設の内容、規模等について鋭意検討されると、こういう答弁でありました。また今後は、

道の駅全体の施設の内容や規模が確定後、具体的な経営分析、事業収支計画を策定をしていくことになっているとの答弁でありました。

経営分析等については、この後の質問事項を用意しておりますので、そちらで議論をしたいと考えております。

いずれにしても、この間の一般質問で、推進協議会で、あるいは設立委員会で協議いただき決定をされていく、このような答弁が繰り返されてまいりました。きょう聞いた答弁でも、2年を経過をしているにもかかわらず、いまだに施設の内容や規模、施設の配置、運営方針や経営分析等が決定されてない、こういうことであります。

このことを確認、協調して、次の質問に移ります。

次は、本新道の駅事業の正当性を中心にした、事業の透明性や適法性について伺ってまいりたいと思います。

新道の駅事業は、合併協議会が策定をした新市建設計画、さらに議会が審査し承認をし、法の規定に基づき議決された山麓地域整備基本計画や葛城市総合計画、葛城市都市計画マスタープランとの整合性、位置づけ、これらをどのように考えて、構想が打ち出されるのか。その経過について、それぞれ正当性や透明性や公正性、適法性が確保をされて進められてきたのか、説明を求めるものであります。

**西川議長** 産業観光部長。

**河合産業観光部長** ただいまの白石議員のお尋ねでございます。事業手法における正当性ということについてのお尋ねでございます。道の駅の位置づけにつきましては、新市の建設計画におきまして、南阪奈道路のインターチェンジ周辺の好条件を利用し、自然環境と調和を図りながら商工業、農業の振興、活性化を目指し、地域産業や地域住民と連携、協力し、官民一体で地域活性化を推進するため、新たにその拠点施設の整備を行いますと位置づけられているところでございます。また、平成18年に作成されました山麓地域整備基本計画におきましては、本市産業の活性化を図るための地場産業振興ゾーンとしての拠点整備と位置づけられております。現在、整備している道の駅につきましては、これらの計画を進める上での事業手法として具体化をいたしておるところでございます。

道の駅の構想に至るまでの経緯につきましては、市内の農業者、商工業者等が今直面している問題や、行政への要望などがタウンミーティングなどのさまざまな機会を通じまして出されておるところでございます。その中で自分たちのものが販売できる直売所の設立の要望や、新たな販売所等の創設による商工業の活性化の要望等を具体化し、市の活性化につなげていくための手法として考え出されたのが、道の駅構想となっているところでございます。そして、この道の駅構想は、新市建設計画における地域活性化事業の事業化を進めるための、道の駅新設検討委託料として平成22年度に予算に計上され、検討委員会及び市民ワーキング会議を設置し、道の駅の基本計画が策定されているところでございます。

よって、道の駅につきましては、市の計画にも合致をいたしておるところでございます。手続きにつきましても正当性はあるものと考えておるところでございます。

以上でございます。

**西川議長** 白石君。

**白石議員** ただいま河合部長からご答弁をいただきました。検討委員会及び市民ワーキング会議を設置をし、道の駅の基本計画が策定をされてきている、よって道の駅は市の計画にも合致しており、手続きについても正当性はあると考えている、このようなご答弁でありました。

私はその答弁を受けて、4つの視点から事業の正当性やあるいは透明性や、適法等について伺ってまいりたい、このように思います。

議会まちづくり特別委員会、この委員会は平成17年11月10日に第1回臨時議会において設置をされました。その付託案件の中に、山麓地域整備事業についての調査、研究、こういう項目が設けられたわけであります。以降、6回にわたりまちづくり特別委員会がこの山麓地域の整備事業について議論をし、平成18年3月に山麓地域整備基本計画を承認をしたわけであります。

さらに、平成18年10月の葛城市総合計画、これを議会が法の規定に基づいて議決をしております。これは、地方自治法第2条第4項、市町村はその事務を処理するに当たっては、議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない、こういう規定であります。この規定に基づいて、議会が本会議において議決をされたところであります。

さらに、この総合計画を受けまして、都市計画マスタープランが作成をされました。これも、都市計画法第18条の2、市町村は議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発、保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本方針を定めるものとするということであります。これが都市計画マスタープランであります。

さて、新道の駅事業は、これら山麓地域の整備基本計画、総合計画、都市計画マスタープランの中で、ファームリゾートエリアのうちの地場産業振興ゾーンのその位置に、1万8,000平方メートル、事業費が5億3,000万円が計画をされていた予定地に設置をすることになっているわけであります。

このファームリゾートエリアの中には、さらにクライנגルテンと花の里やソバの花咲く里が計画をされておりました。しかし、これらの事業は全て新市の建設計画から省かれることになったのであります。

まちづくり特別委員会が山麓地域整備基本計画を審査し承認をしてきた。総合計画を議会が議決をし、それに基づいて都市計画マスタープランを作成をした。この計画と、新道の駅の計画、どのような整合性があるのか、正当性があるのか、改めてお伺いをしておきたいと思っております。

**西川議長** 都市整備部長。

**矢間都市整備部長** 都市整備部の矢間でございます。よろしく申し上げます。

山麓整備基本計画と都市計画マスタープランと新道の駅事業の位置づけということだと思います。それについて回答させていただきます。

これについては、平成24年12月に回答をしていますとおり、山麓地域整備基本計画につき

ましては、山麓地域にある豊かな自然、歴史などの資源を活用したまちづくりを進めるため、平成18年3月に策定いたしております。具体的には、拠点等の整備につきましては、健康と休養の里、地場産業振興ゾーン、クラインガルテンと花の里、ソバの花咲く里と、この地域を結ぶネットワークといたしまして散策道整備を示しております。

次に、都市計画マスタープランにつきましては、平成16年3月に策定されました奈良県都市計画区域マスタープランと、市が平成18年10月に策定いたしました葛城市総合計画に即して定めており、都市計画を進める指針として、これについては平成19年3月に都市計画マスタープランについては策定いたしております。

都市計画マスタープランでは、山麓地域のまちづくり目標を、豊かな自然、歴史、田園環境を保全、活用し、都市農村交流を進める地域づくりとし、北は花と文化財の散策エリア、南はファームリゾートエリアとして位置づけ、地域の魅力を活かしたまちづくりを進めることとしています。

次に、新道の駅事業につきましては、先に述べましたが、葛城市総合計画や都市計画マスタープランにおいてファームリゾートエリアに位置づけられ、さらに新市建設計画にもありますとおり、南阪奈道路のインターチェンジ周辺の好条件を利用し、自然環境との調和を図りながら、商工業、農業の振興、活性化を目指し、地域産業や地域住民と連携協力し、官民一体で地域活性化を推進するため、新たにその拠点施設の整備、また先ほど言いましたけども、平成18年作成の山麓地域整備基本計画における本市産業の活性化を図るための地場産業振興ゾーンとしての拠点整備と位置づけられ、新道の駅はこれらの計画を進める上での、1つの事業手法として、今回それを具体化させていただいているわけでございます。

以上です。

**西川議長** ここで、暫時休憩します。副議長と代わります。

休 憩 午前11時31分

再 開 午前11時32分

**朝岡副議長** それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長に代わって私が議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

白石君。

**白石議員** 矢間部長の方からご答弁をいただきました。私がこの質問の中で言いたいことは、合併協議会の中で山麓地域の整備事業が議論され決められてきた。そのことを受けて、議会まちづくり特別委員会で、山麓地域整備基本計画を議論をし、策定をしてきたということ、さらに法の規定に基づいて議会の議決をもって、葛城市の総合計画を作成し、都市計画マスタープランを策定をしたんです。一部、地場産業振興ゾーンの中にこの道の駅をつくるということで、その事業のかかわりあるというふうに思いますが、敷地面積1万8,000平方メートル、事業費5億3,000万円からしても、大きく違うわけです。面積については1.8倍、事業費については3.4倍、18億円の概算事業費が決定され提案されてきたんです。これはまた後の項目で議論しますけれども、改めて答弁を後で求めたいと思います。

次に、道の駅構想の決定に利害関係者が参画をしているという問題であります。検討委員

会、ワーキング会議のメンバーの中に、建設予定地になっているその敷地の中に土地を所有する団体や個人が検討委員会、ワーキング会議に参加をして道の駅構想をつくり上げ、さらに事業の規模や内容、施設の配置、経営分析や運営方針について協議をし決定していく、こういうことになっているわけであります。明らかに利害関係者ではないんですか。事業の正当性や公正性、客観性が問われる問題ではないですか。いかがお考えか、お伺いしておきたいと思います。

**朝岡副議長** 都市整備部長。

**矢間都市整備部長** 新道の駅に関しましては、検討委員会や市民ワーキング会議などさまざまな方々からのご意見をお聞きした上で計画しておりますので、正当性、透明性等何ら問題がないというふうに感じております。

以上です。

**朝岡副議長** 白石君。

**白石議員** 今の答弁についても、後の質問事項で伺ってまいりたい、このように思います。

利害関係者というか、その事業が行なわれる土地を有する者が、その事業の計画に参画をするというのは、ないことはありません。それは土地区画整理事業であり、圃場整備だと、これらがその例に当たるというふうに思います。しかし、これらは、法に基づいて、その減歩やあるいは分担金が徴収され、事業が執行される。法による正当性、適法性が確保されているわけであります。この点を強調しておきたい、このように思います。

次に、事業計画の透明性や、市民に対する説明責任の問題について伺います。

私は、事業計画の変更や道の駅構想に至る経過を、ぜひ明らかにしたい、こういう思いから、検討委員会やワーキング会議等の会議録の開示請求を行いました。ところが、会議録は作成されていないということでありました。そのかわりとして、コンサルに業務委託をした葛城市地域活性化道の駅事業計画策定業務委託報告書、この概要版が開示され手渡されました。これでは、議論の中身や決定されたプロセスが全くわからない。今、部長がご答弁されたように、検討委員会やワーキング会議で議論をして決定をされたから、正当性が確保されていると言われてはいますが、全く会議録も残さない中で、18億円の概算事業費、面積、場所、その他決定事項としていただいた。当時の部長は、そのように答弁をしております。

これで事業の正当性とか透明性とか適法性、確保されていると言えるのか。まさに市民や議会に対する説明責任は果たせないまま、推進をされてきている。この間、私は2年間、一般質問してきた中で明らかになったものであります。

議会や特別委員会の公開の場で審査をし、承認、議決する、このことこそ、事業計画の透明性、市民に対する説明責任を果たすとともに、事業の正当性を担保する、これが当然のことではないんですか。答弁を求めたいと思います。

**朝岡副議長** 都市整備部長。

**矢間都市整備部長** 検討しています内容につきましては、その都度、都市産業常任委員会等を通じて議員にはご説明しているというふうに思っております。

以上です。

朝岡副議長 白石君。

白石議員 私は提案された後のことを聞いているわけではありません。道の駅構想が平成23年10月25日の都市産業常任委員会に提案説明をされた、それ以前のプロセス、そのことを聞いているわけでありませぬ。

これ以上部長は答弁することはできないというふうに思いますので、次に移ります。

何よりも、検討委員会やワーキング会議、設立委員会が、葛城市の意思決定機関である議会が承認をし、議決した計画を翻して、議会にかわり市民を代表して18億円もの市民、国民の税金を投入する新道の駅建設事業計画を決定していく、推進する権限、資格、私はどこにあるのか、理解できません。市民を代表する唯一の機関は、二元代表制の中では議会しかないのではありません。

まさに、事業の正当性や透明性、適法性にかかわる大問題ではないですか。

先ほど、利害関係者が参画している、このように申しました。私は、ワーキング会議の、市民の皆さんが公募された方々、この方々には本当に申しわけないと思っていますが、検討委員会というのは、ここで全てを、この構想を決め、計画をワーキング会議に諮った、そういう仕組みになっているというふうに思います。この検討委員会のメンバーを見てみますと、どういうメンバーかといいますと、これは平成21年の7月20日、メンバー14人。市長、学識経験者2人、住民代表1、区長会の会長です。農業委員会1、委員会の会長であります。観光協会1、これも会長であります。商工会1、これも商工会の会長であります。あと、ふたかみパークの代表取締役とかJ A、あるいは奈良県から5人ということになっています。まさに最初から、利害関係者がこの計画づくりに関与をしているのではないですか。私から言わせれば、利害関係者がその予定地に土地を持っている。理事者の考え方からするならば、葛城市の分担金徴収条例に基づいて補助金の額を除いた額の2分の1支出をしてもらっているのではないですか。そういう発想はなかったんですか。吸収源対策公園緑地事業では、疋田で1,100万円、木戸で1,500万円ですよ。このことをきちっと、時間がありますので先に進みますけれども、受けとめていただきたい、このように思います。

改めて、経営分析についても伺っておきたいと思います。

農産物の加工品等の集荷や販売の見直しにかかわる経営分析です。この間、産業観光部長の答弁では、推進委員会において考えられた経営分析は、当初の売り上げ規模は9億1,000万円となっているが、今後より確かな経営分析や商圏の分析を行い、出資者がリスクを感じない施設づくりを慎重に考えていきたい、このように答弁をしておりますし、さらに今年の3月の定例会です。当初の分析案についても、運営会社において集積率の見直し、また費用に関しても、施設経営規模により人件費や光熱水費の見直しもしていかなければならないと思っています、こう答弁をされました。

現状について、冒頭に河合部長は答弁されていますけれども、その部分だけでもう一度ご答弁いただきたいと思います。

朝岡副議長 産業観光部長。

河合産業観光部長 経営分析のことにつきましてのご質問でございます。平成23年10月に作成いたし

ました経営分析表案につきましては、平成23年5月に作成されました葛城市地域活性化道の駅事業計画におきまして検討され、導入施設の規模を基礎として分析を行なったものでございますが、詳細な導入施設や管理運営組織の検討を行なったうえで、新たな経営分析が必要となつてまいるところでございます。今後、設立準備会におきまして詳細部分の決定をいただいた上で、できるだけ早い機会に経営分析を行なってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたしたいと思ひます。

**朝岡副議長** 白石君。

**白石議員** 部長から改めてご答弁をいただきました。冒頭の答弁とあわせて伺つてまいりたいと思ひます。

今、部長は、詳細な導入施設や管理運営組織の検討を行なった上で、新たな経営分析が必要となつてまいると答弁をされております。また、冒頭の答弁では、今後は道の駅全体の施設の内容、規模が確定後、具体的な経営分析、事業収支計画を策定していくことになると答弁がありました。

それでは、道の駅全体の詳細な施設の内容や規模はどこが決めるのですか。また、道の駅全体の施設の内容、規模が確定をしてから、農産物や加工品等の集荷や販売見込みを含めた経営分析をつくる、こういうことになるのですか。

この2点、お伺ひしたいと思ひます。

**朝岡副議長** 産業観光部長。

**河合産業観光部長** ただいまのご質問でございます。道の駅の準備会におきましていろいろと協議をいたしておるところでございます。確かに施設の内容あるいは規模等につきまして、今検討いただいております。なおかつ、それにかかわりましての施設の内容、そこで販売する内容等につきましても、今協議をされているところでございます。それが上がつてまいりましたら初めて、事業の中身の内容に入ってくる、いわゆる経営分析というものができるようになってまいりかなと思ひます。

できるだけ早い機会にご提示を申し上げるように努力をしてまいりたいと思つておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上でございます。

**朝岡副議長** 白石君。

**白石議員** 私は、この経営分析については一般質問の都度お尋ねをしてまいりました。全く当初の経営分析から変わった内容の分析を提示されたことがない。当初の分析では、農産物や加工品の売り上げは8億5,000万円を見込んでおりました。そのうち、地産分については70%で5億9,500万円、約6億円であります。これは、1日の売り上げに直しますと162万円になります。大変な売り上げなんです。それでも、五百数十万円の純利益にしかならないということでありました。

皆さんもご承知のように、まほろばキッチンがこの4月に大々的にオープンをいたしました。私どもも見てまいりましたが、それは大盛況でありました。当初は1日800万円程度の売り上げがあった。これは大成功だ、こう言つてたんですが、今日では、平日の状況を見て

みますと3分の1、4分の1に激減をしている、そういう状況です。JAは全国ネットの団体です。げんきの郷初め、たくさんのノウハウを持ち、農産物加工品の集荷力は抜群でありますし、販売力も抜群であります。そういうまほろばキッチンがこういう状況にあるわけで、私は本当にしっかりした経営分析を立ててやらなければ、誰が、最終的に18億円もかけて、金利の支払い、元金の支払い、責任を持つのか。非常に心配であります。

こういうことから、私は新道の駅事業について、しつこいと言われるかもわからないけども、市民に迷惑をかけないように質問をしてきたわけでありまして。

時間がありません。次に移ります。

次に、この道の駅の敷地面積が3万3,000平方メートル、及び概算事業費が18億円、こういう事業費になっている。これらの算定基礎について、お伺いしておきたいと思っております。

**朝岡副議長** 産業観光部長。

**河合産業観光部長** ただいまのご質問でございます。事業区域また事業費の算定基礎ということでございます。

区域につきましては、道の駅としての機能でございます駐車場、休憩所、道路情報施設ほか、農産物の直売所、加工所、特産物及び飲食物の販売ブース等の施設、また遊び場、憩いの場、イベントなどに活用できる広場等に必要な面積と考えておるところでございます。

また事業費につきまして、約18億円としておるところでございます、その18億円の財源内訳と申しますのは、社会資本の整備総合交付金として約8億円を国からいただくわけでございます。また、残りの9億5,000万円につきましては、合併特例債を活用をさせていただき、市の負担としては事業の実施期間内では約5,000万円、残りの起債の償還、いわゆる公債費の償還でございますが、それは15年間で年間約2,000万円を支払いまして、全体としての市の実質の負担額につきましては約3億円となるわけでございます。

今後、施設の計画等の検討も進めていくところではございますが、コストの縮減に努めながら事業を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

**朝岡副議長** 白石君。

**白石議員** 河合部長に今答弁をいただきました。経営分析の質問の中で、道の駅全体の詳細な施設の内容、規模が確定後、具体的な分析や事業収支計画を策定していくことになっていると、答弁をしております。つまり、道の駅としての機能である駐車場、休憩所、道路情報施設、農産物直販所、加工所、販売ブース等の施設、これらがいまだに決定されていないということなんです。

ところが、3万3,000平方メートルの事業区域、いわゆる敷地面積、これはもう既に事業区域内のうち7割程度買収が終わっている、このように聞いております。施設の規模や内容、配置の詳細が決まっていなくてもかかわらず、用地買収は3万3,000平方メートル、これ、もう買い切るつもりですか。お伺いしたいと思います。

**朝岡副議長** 都市整備部長。

**矢間都市整備部長** 用地買収につきましては、鋭意進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

**朝岡副議長** 白石君。

**白石議員** 時間がありません。

部長が答弁の中で、財源の内訳について答弁がありました。私は、財源の内訳を聞いているわけではありません。私が言っているのは、この18億円、この概算事業費そのものの額、そのものを聞いているわけであります。今、葛城市は新市の建設事業を、既に完了した事業もありますけども、200億円やっつけていかなければなりません。合併特例債あるいは普通債を入れますと、優に100億円を超える借金であります。それが、新市の財政計画の中にきっちりとあらわれているのではないですか。平成27年には一本算定に、5年間でなっていく。5億円が減ってしまうんです。そんな中で公債費、借金の返済は20億円前後になる。そのことによって、収入の不足があらわれてくる。それが、変更後の財政計画なんです。

総務部の山本部長には、立派なご答弁を用意していただいたと思うんですが、その問題についてふれられなかったことはおわびをしておきたい。このように思いますけれども、私はそのような観点からこの問題を取り上げているのであります。

市長はこの新道の駅、何としても信念を持ってやる、吉武議員の質問にそうお答えをいただきました。改めて、どうするんだということは聞きません。しかし、吉武議員の質問でも明らかなように、運営方針や経営分析、施設の内容や規模、施設の配置が全く決まっていないうのに、2年間どうしてきたかわからないずさんな状況の中で、このまま事業を続けることは市民の合意を得られない。一旦事業を凍結をして、山麓地域整備基本計画も視野に入れて、抜本的に見直すことを求めて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

**朝岡副議長** これで、白石栄一君の発言を終結いたします。

これで、一般質問を終わります。

本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は12月18日午前10時から再開をいたしますので、9時30分にご参集をお願いいたします。

なお、あす13日から17日までの間、各常任委員会がそれぞれ開催をされますので、委員各位におかれましては審査をよろしく願いいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

散 会 午後0時01分